平成２４年（フ）第４３４号
高知県土佐市高岡町乙264番地２　岩郷ハイツＡ棟102号
破産者　近澤千恵子
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５７号
長崎県大村市玖島３丁目611番地10
破産者　水田　義直
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１４８８号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番10―501号
破産者　鳥取　福代
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８９号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番10―501号
破産者　鳥取　友美
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
佐賀県杵島郡江北町大字上小田2641番地35
破産者　松下　憲次
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２２６号
熊本市東区東野３丁目12番８号　ベルレージュＲⅡ203、前住所熊本市西区春日４丁目19番11号
破産者　緒方菜穂子
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５４９号
札幌市豊平区平岸３条４丁目７番29号　コーポヒロ208
破産者　島田　一朗
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５８号
札幌市白石区本通16丁目南１番14号
破産者　千葉　賢吾
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０３号
札幌市豊平区西岡５条14丁目８番５号
破産者　山岡　道代
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１８号
仙台市泉区加茂２丁目23番地　県営加茂住宅７―102
破産者　庄子　妙子
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１００号
仙台市若林区六丁の目中町25番35号　里善苑202、従前の住所仙台市宮城野区安養寺２丁目13番14号
破産者　小澤　竜二（旧姓達曽部）
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
富山県射水市港町１番３号
破産者　市井　　仁
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２５１２号
愛知県春日井市御幸町２丁目４番地２　ＣＲＯＳＳ勝川ビル御幸サポートハウス307号
破産者　伊藤　益代
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１１号
愛知県岡崎市中島町字流11番地７、開始決定時の住所愛知県尾張旭市北本地ケ原町２丁目157番地１
破産者　アトリエセルこと　平田　裕徳
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０９号
愛知県北名古屋市井瀬木高畑175番地１
破産者　和栗　　工
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８８９号
大阪市淀川区田川北１―８―３　アブニール201号室、開始決定時の住所大阪市淀川区田川北１丁目２番４号　クレスト田川202号
破産者　綱　　利彦
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１２９号
大阪府東大阪市下小阪４―11―33　杉本方、住民票上の住所大阪府東大阪市下小阪４丁目９番11―605号
破産者　作本　　操
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８９号
大阪市淀川区十三本町３丁目４番24―201号
破産者　柴田　将治
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部